

## 【案】別表第1（第 条関係）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条及び第5条の2に規定する基準に準じ、下記のとおり事前協議における事業計画上の確認項目を定め、この適合と遵守を求めるものとします。

法令遵守	<ol style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準及び再生可能エネルギー発電事業の円滑かつ確実な実施を見込む基準に適合すること。</li> <li>その他発電事業計画の関係様式中に示される事項を遵守すること。</li> </ol>
生活環境の保全	<ol style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うこと。</li> <li>防災、環境保全、景観保全、地域活動に配慮した設計、土地開発、及び運営管理に努め、周辺地域の安全を損なわないように努めること。</li> <li>発電設備の稼働音、反射光、土地の管理等が地域住民の生活衛生や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。</li> <li>設置事業に伴い樹木を伐採する必要がある場合は、最小限にとどめるとともに関係法令等に基づき適切な対応を講ずること。</li> </ol>
防災上の措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全、土砂等流出防止のための適切な土地開発の設計を行うこと。</li> <li>土地の形状、雨水流出量等計算、形質に対応した適切な設計、措置を行うこと。</li> <li>落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するとともに、事業区域又は設備に起因して生じた事象等は、事業者が責任をもって対応すること。</li> </ol>
近隣関係者への対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>配慮すべき地域住民の把握や説明会の開催や戸別訪問などを行い、事業概要や環境・景観への影響等について理解を得るように努めること。</li> <li>地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。</li> <li>事前協議から運転期間、公衆から見えやすい場所に標識を掲示すること。</li> <li>計画認定基準で定める地域活用要件は、設備区分要件に応じ履行すること。</li> <li>近隣関係者から説明又は対応等の要望があった場合や、事象に関する苦情、紛争及び災害等発生時は、事業者が責任をもって対応すること。</li> </ol>
設備設置後の維持管理等	<ol style="list-style-type: none"> <li>保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。</li> <li>発電設備が技術基準に適合し続けるよう、適切に発電設備を運転し、保守点検及び維持管理を実施すること。</li> <li>作業を行う場合、有害物質の飛散や流出により地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないよう、適切な措置に努めること。</li> <li>発電設備の異常又は破損等により周辺地域への被害が予想される場合又は発生した場合は、市及び住民へ速やかに連絡するように努めること。</li> <li>事業地からの資材・残材等の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう管理に努めるとともに、廃棄物等は適切に処理するように努めること。</li> <li>第三者が発電設備に近づくことができない場合を除き、構内に容易に立ち入ることができない高さかつ容易に取り外しができない柵塀等を設置すること。</li> <li>事業を終了した発電設備について、撤去までの期間事業者の責任において適切に維持管理することとし、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し可能な限り速やかに発電設備の撤去及び処分を行うこと。</li> </ol>
各種事前手続の完了	<ol style="list-style-type: none"> <li>事前協議に係る様式第●号事業計画書記載項目を充足すること。</li> <li>送配電事業者の接続検討及び連系承諾を完了すること。</li> <li>再生可能エネルギー発電事業計画の認定を完了すること。</li> <li>事前説明標識の設置、説明会等の開催、結果報告を完了すること。</li> <li>適正な境界、地目及び土地利用計画等に係る手続きを完了すること。</li> <li>その他、事前に要する関係法令等の手続きの全てを完了すること。</li> </ol>

【案】様式第1号（第 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者

住所

氏名

事前協議書

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議を申請します。

種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更（内容） ※近接した時期・場所の太陽光発電設備の有無（有 / 無）
----	---

1. 事前協議の対象計画

発電設備の名称	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
総発電出力	k W
事業者名称・代表者氏名	
事業者の住所	
申請者との関係	
本事業計画の担当窓口	（所属、担当者名、連絡先）
添付資料	別添様式第1号 「A」欄に係る書類
その他必要な事項	別添様式第1号 「B」欄に係る書類

2. 事業計画の内容

様式第 号 及び 別添様式第1号資料のとおり

3. 遵守事項

遵守事項に同意する場合はチェックを付してください。

遵守事項	事業計画策定ガイドライン及び条例に従って適切に事業を行うこと。（注1）	<input type="checkbox"/>
	発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備を囲う柵塀等の外側等の見えやすい場所に標識を掲示すること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input type="checkbox"/>
	発電事業に関する情報について、京丹後市長に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>

（注1）事業計画策定ガイドラインは、経済産業省が策定し、公表したものである。

【案】別添様式第1号（第 条関係）

「A」は事前協議開始時、「B」は事前協議期間内に整えるものとする。

	項目	備考
A	事業計画書	様式第 号
	関係法令手続状況調書	様式第 号
	事業実施スケジュール	任意様式
B	土地の取得を証する書類等	※登記事項証明書 所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、契約書、同意書等
	事業者の住民票の写し（法人にあっては、法人登記事謄本）	3カ月以内に発行したもの
	位置図、事業区域図	位置、事業区域、隣接区域の範囲が分かるもの
	計画平面図等	縮尺1,000分の1以上であること。 境界、設備等配置、雨水排水、設計概要説明、求積 ※現況山林の場合、土地の形状・形質変更を伴う場合は改変・排水計画図を別途作成（放流先まで）
	構造図・配線図	再エネ特措法太陽光発電事業計画認定申請に準ずる
	発電設備の内容を証する書類	再エネ特措法太陽光発電事業計画認定申請に準ずる
	近隣関係者説明内容報告書	様式 号
	事業実施体制図	事業計画の実施のための事業体制（事業計画に係る緊急連絡先、保守点検会社等を含む）
	接続の同意を証する書類	再エネ特措法太陽光発電事業計画認定申請に準ずる
	事業計画認定通知書	再エネ特措法太陽光発電事業計画認定申請に準ずる
その他必要と認める書類		